

(36) 児童生徒就学援助事業	
【担当部署】 教育課学校教育係 【電話番号】 0167-44-2204	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 2階
【ホームページアドレス】 http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000165.html	
【補助金の内容】 ・経済的な理由により就学が困難な世帯に対し、学用品費や給食費などを援助する	
【補助対象者】 ・前年度または当年度において下記のいずれかに該当する方からの申請に基づき、生活保護基準との比較により支給の可否を決定する <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている ・市町村民税非課税または減免 ・国民年金掛金の減免 ・国民健康保険税の減免 ・児童扶養手当の支給 ・経済的理由により就学が困難 ・病気や交通事故、火災などによる困窮 	
【援助の対象となる費用】 <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費 ・新入学学用品費（小学・中学1年生） ・給食費 ・修学旅行費（交通費・宿泊費・見学料等） ・校外活動費（交通費・見学料） ・体育実技用具費（スキー用具一式現物支給。3年ごと） ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費 ・卒業アルバム代等（小学6年生・中学3年生） 	
【実施期間】 平成14年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費受給申請書 ・源泉徴収票または確定申告書の写し（生計を同じくする世帯全員分） 	
【支給までの流れ】 <p>①受給申請書を学校へ提出（在校生は3月、新入学生は4月）⇒②学校から教育委員会へ提出 ③認定審査⇒④認定または不認定通知（5月上旬）⇒⑤支給（4月分から） ※転入や家計状況の変動による申請は、年度途中の申請も可能（教育課に問い合わせ） ※新小学1年生及び新中学1年生については、入学前支給をおこなっています。</p>	
【備考】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育就学奨励費～小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても、同様に援助費が支給される（ただし、支給額は2分の1で、クラブ活動費等は対象外） 	